

## 区役所・支所代表電話交換業務委託業者選定に係るプロポーザル実施要領

### 1 委託業務内容

別紙1「区役所・支所代表電話交換業務委託仕様書」のとおり。

### 2 応募資格要件

本募集に応募する資格を有する者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第2条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者で、公募開始日から選定結果通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の処分を受けていない者であること。
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。また、本市で課税がある場合は、市民税又は法人市民税及び固定資産税の滞納がないこと。
- (4) 人材派遣を主な業務として行っていること。
- (5) 国または地方公共団体において、過去3年以内に電話交換業務又はコールセンター業務もしくはこれに類する業務を受託した実績があること。

### 3 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

受託者は、受託候補者として選定された後、業務開始までに業務従事者に対して必要な事前準備をさせたいうで、遅滞なく業務を開始すること。

### 4 委託費用の上限（予定額）

30,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 5 応募に係る注意事項

- (1) 受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。
- (2) 受託が内定した事業者は、ただちに人員の決定等の事務を行い、令和7年3月27日（木）までに配置する交換業務取扱者の氏名、経歴等を報告するものとする。

### 6 応募方法

受託希望者は、以下の書類を提出すること。

#### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（別紙3）
- イ 見積書（別紙4）
- ウ 企画提案書

以下の事項を記載した「企画提案書」を提出すること。（様式自由）

- (ア) 会社概要、過去3年以内の電話交換・コールセンター等業務の受託実績
- (イ) 交換業務取扱者配置計画、代替要員の体制
- (ウ) 研修実施計画

- (エ) 交換業務取扱者との報告、連絡、相談体制
- (オ) 委託業務開始までの準備スケジュール
- (カ) 独自提案項目（ある場合）

(2) 提出方法等

ア 提出方法 「受託申込書」、「見積書」及び「企画提案書」を、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合、午前8時45分～午後5時のみの受付とする。

なお、郵送による提出において、締切期日までに不着の場合は、応募がなかったものとみなす。

- イ 部数 「参加申込書」…1部  
「見積書」…5部  
「企画提案書」…5部

ウ 締切 令和7年3月4日（水）午後5時00分まで（必着）

エ 提出先 「11 提出先及び問合せ先」参照

## 7 本選定に関する質問

受託希望者で、本選定に関する質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 質問内容を記載した書面（様式自由）を提出先に持参、郵送、電子メールにより提出すること（電話等による質問は受け付けない）。
- (2) 部数 1部（持参又は郵送の場合）
- (3) 締切 令和7年2月25日（火）午後5時（必着）  
※ 受付期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受け付けない。
- (4) 回答 質問收受日の翌日から起算して2営業日以内に、入札・公募型プロポーザル情報内の文化市民局のページにおいて掲載する。
- (5) 提出先 「12 提出先及び問合せ先」参照

## 8 評価基準、受託候補者の決定方法

(1) 基準に基づく審査・採点

区役所・支所電話交換業務委託業者選定委員会の各委員が、企画提案書等及びヒアリングにより審査を行う。各委員は、別紙5「業務評価基準表」の評価項目ごとに、次の基準に基づき、AからEまでの5段階の評価・採点を行い、全項目の合計点を算出する。

評価	評価基準
A	極めて優れている
B	優れている
C	概ね仕様書の基準を満たしている
D	やや不十分である
E	不十分である

## (2) 受託候補者の決定

各委員の合計点を集計したものを評価点とし、最高評価点を獲得した者を受託候補者とする。提案者が1者のみ又は最高評価点を獲得した者が2者以上ある場合の取扱いは、以下のとおりとする。

### ア 提案者が1者のみの場合

評価点が60点以上の者で、適切に業務を遂行できると認められる場合には、その者を受託候補者とする。

### イ 最高評価点を獲得した者が2者以上ある場合（同点）

委員長が適当と判断した者を受託候補者とする。

## 9 契約手続

### (1) 結果の公表（令和7年3月中旬予定）

区役所・支所代表電話交換業務委託業者選定委員会において受託候補者を選定し、速やかに入札・公募型プロポーザル情報内の文化市民局のページにおいて掲載する。

### (2) 契約締結の協議

受託候補者への通知後、速やかに契約締結の協議を行う。協議が整った際には、速やかに契約を締結する。

なお、協議が整わなかったときには、次に高い評価を獲得した受託希望者から順に、受託候補者として契約締結の協議を行う。

## 10 その他

### (1) 委員会は、受託希望者が次の各号に掲げる条件に該当した場合は、直ちにその業者を選定から除外する。

ア 提出書類及びヒアリング内容に虚偽があった場合

イ 京都市競争入札参加資格を失う等、応募資格を失った場合

ウ 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

### (2) 提出に当たっての必要書類の作成等に掛かる経費は、応募者の負担とする。

### (3) 提出された書類等については返却しないものとする。

### (4) 受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。

## 11 予算不成立の場合の無効

本件に係る令和7年度予算が成立しないときは、契約をしないものとする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

また、本市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、本市に請求することはできない。

## 12 提出先及び問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
文化市民局地域自治推進室（担当 岡田）

TEL (075) 222-3048

mail kusei@city.kyoto.lg.jp